

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
千代田区	住宅転用助成	一般	補助金	○自己用 住宅転用費の15%(上限150万円) ○賃貸用 住宅転用費の10%(上限100万円) ○1住戸当たり300万円(1戸当たりの専有面積55㎡以上) ○単身用、1住戸当たり150万円(1戸当たりの専有面積37㎡以上)	そ ・住宅以外の事務所等を住宅に転用する者 ・住民税の滞納なし	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(3264)2111	
	建築物共同化住宅整備促進事業			そ ・2以上の地権者又はコーポラティブ方式による共同建替 ・敷地面積が概ね150㎡以上	-	-	-	-	-	(財)まちみらい千代田 Tel. 03(3233)3223		
	マンション計画修繕調査費助成	マンション管理 組合	助成金	○調査費の1/2又は限度額(50万円)のいずれか低い方(1回限り) ○機器設置費用の総額の1/2(上限30万円)	そ 建築後8年以上経過のマンション	-	-	調査費支払後 助成	-	-	可	
	防犯機器設置助成 (19年度限り)			-	-	-	-	-	-			
	都心共同住宅供給	一般	補助金	○調査設計費・共同施設整備費の2/3	そ ・都の事業認定を受け、地区面積500㎡以上、敷地面積300㎡以上の土地に規定以上の空地と住宅を持つ良質な中高層の建築物を整備する事業者	-	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(3264)2111
マンション安全・安心整備助成	マンション所有	助成金	○階段及びその踊り場の手すり設置 設置費の1/3(上限100万円) ○エレベーター地震時管制運転装置の設置 設置費の1/3(上限30万円/台)	そ ・住民税の滞納なし ・管理組合等は、管理規約が整備され、総会・理事会でマンション安全・安心整備について決議され、費用について予算措置がされていること ・建築基準法その他の関係法廷に適合していること ・半数以上が住宅として使用されていること ・専門業者による工事であること	-	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(3264)2111	
中央区	木造住宅建替等資金融資あっせん	一般	利子補給	○建設・マンション購入(中古含む) 各2,500万円(特例3,000万円) ○増築 1,000万円	年 20~60歳以下(完済時70歳以下) (親子リレー償還方式あり) 収 返済額所得の40%以下	長7年-1% 木造住宅建替 長7年-1.5%	1.0% 木造住宅建替 1.5%	30年	担保及び 保証	一部要	都市整備部住宅課 Tel. 03(3546)5466	
	木造住宅耐震改修等資金融資あっせん	一般・高齢 心障	預託・利子 補給	○修繕 700万円 ※木造住宅の耐震改修、高齢者、障害者向けの改造 アスベスト除去には、利子補給あり	年 70歳未満(完済時) 収 十分な返済能力	木造住宅耐震改修・ 高齢心障2.0%・ アスベスト除去0.5%	木造住宅耐震改修・ 高齢心障2.0%・ アスベスト除去1.7%	10年	保証 のみ	可		
	緑化助成事業	一般		○工事日の1/2、又は1㎡あたりの設定限度単価による事業費のいずれか低い方(上限50万円)	そ 敷地面積1,000㎡未満	-	-	-	-	-	-	
	保護育成事業			○緑地の育成 緑化助成事業の助成を受けた緑地を翌年度から3年間助成 ○樹木の保護育成 地上1.2mの高さにおける幹周りが1.2m以上ある樹木(共に上限5万円)	-	-	-	-	-	-	-	土木部公園緑地課 Tel. 03(3546)5438
	分譲マンション計画修繕調査費助成	マンション管理 組合	助成金	○調査費の1/3、又は限度額の低い方 ①建物の防水・壁面・鉄部等 ア 60戸以下 25万円 イ 120戸以下 36万円 ウ 121戸以上 47万円 ②給排水管 規模に関わりなく16万円	-	-	調査費支払後 助成	-	-	-	-	(財)中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 Tel. 03(3561)5191
	分譲マンション修繕工事助成			○債務保証に要する保証料額(※) 「建物の住戸数×10,500円」と「70万円」のいずれか低い額	-	-	保証料支払後 助成	-	-	-	-	
	分譲マンションアドバイザー制度利用助成			○(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが定めているアドバイザー制度利用料金の全額	-	-	-	-	-	-	-	-
区市町村	住宅リフォーム等支援事業制度	一般	一般(公開 抽選で対象 者を決定)	○区内にある自己居住用の住宅等(がけ等の整備を含む)契約金額は1,000万円まで ※利子補給上限年間20万円	収 ・世帯の年間総所得額 1,200万円以下 そ ・ローン契約、抵当権設定日の翌日から180日以内 (公的融資は対象外) ・住民税を滞納していないこと	1年間利息額 の50%がけ等 整備も同じ	1年間利息額 の50%がけ等 整備も同じ	最長 120ヶ月	-	-		
	住宅取得支援事業制度	○分譲マンション購入 購入金額は一億円未満 ※利子補給上限年間25万円		-	-	1年間利息額 の75%	1年間利息額 の25%					
	優良賃貸住宅建設資金等融資制度(賃貸)	一般	○建設 ※利子補給上限年間300万円	そ ・公社が別に定める建設基準に適合していること ・3戸以上19戸以下(自己住宅を併設する場合は1戸限り) ・金融機関と締結したアパートローンの金銭消費貸借契約者であること ・公的融資は対象外 ・法人可 ・住民税等を滞納していないこと	1年間に支払 われた利息額 の50%	1年間に支払 われた利息額 の50%	最長 240ヶ月	-	-	(財)港区住宅公社 Tel. 03(3593)5683		
	マンション計画修繕調査費助成事業制度(管営)	マンション経 営者	○調査費の1/3 ①建物の防水・壁面・鉄部に関する調査 (上限50万円)	そ ・建築後5年以上経過していること ・区内賃貸マンション経営者 ・定期報告書を区等に提出していること	-	-	-	-	-	-	-	

[注]※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)

[注]※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
港区	分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成事業制度(マンション改良)	マンション管理組合	利子補給	②給排水管・電気等設備に関する調査(上限30万円)	・住民税等を滞納していない						
	〇(財)マンション管理センターに支払った債務保証料額以内(上限150万円)			そ マンション管理センターに債務保証を委託すること	-	-	-	要件とする	要		
	〇調査費の1/3 ①建物の防水・壁面・鉄部に関する調査(上限50万円) ②給排水管・電気等設備に関する調査(上限30万円)			そ ・建築後5年以上経過していること ・管理規約が整備されていること ・定期報告書を区等に提出していること ・総会において、調査を行うことが決議されていること ・総会において調査に要する費用についての予算案が承認されていること	-	-	-	-	-		
	太陽光発電システム設置費助成	一般	利子補給	〇設置経費の1/4(上限30万円)	そ 助成要綱の要件に該当すること	-	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2496
	屋上等緑化助成			〇屋上 所要経費の1/2又は2万円/㎡の低い方(上限30万円) 〇ベランダ 所要経費の1/2又は2万円/㎡の低い方(上限15万円) 〇壁面 所要経費の1/2又は1.5万円/㎡の低い方(上限20万円) ※同一申請箇所複数緑化を行う場合は上限40万円	そ ・建築物の所有者 ・敷地面積250㎡未満の建築物 ・敷地面積250㎡以上1,000㎡未満で、区の緑化基準を超える建築物(竣工後1年未満は除く) ・敷地面積1,000㎡以上で、東京都の緑化基準を超える建築物(竣工後1年未満は除く)	-	-	-	-	-	
	生垣造成助成			〇生垣造成工事(1m当たり) 植栽に要した費用の1/2 H100cm以上120cm未満 上限9千円 H120cm以上150cm未満 上限1.1万円 H150cm以上 上限1.8万円 〇既存塀取壊し(1m当たり) 鉄筋コンクリート塀 上限2.4万円 万年塀 上限6千円 板塀 上限4千円 ※それぞれの長さは上限50m	そ ・土地の所有者又は管理者 ・生垣の樹木の高さ1m以上、かつ長さ5m以上 ・相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ健全なもの ・公衆の見やすい場所に設置	-	-	-	-	-	各地区総合支所地区活動推進課 活動推進係 芝地区 Tel. 03(3578)3111 麻布地区 Tel. 03(3583)4151 赤坂地区 Tel. 03(5413)7011 高輪地区 Tel. 03(5421)7611
	事業所等緑化助成			〇予算の定める範囲以内	そ ・事業所等の所有者又は管理者 ・敷地面積300㎡以上で、区の緑化基準に準じた事業所等 ・生垣の場合は、生垣造成助成要綱の基準に該当するもの	-	-	-	-	-	芝浦港南地区 Tel. 03(3456)4151
	緑化協定			〇生垣協定 上限100m 助成額は生垣造成助成に準じる 〇地域協定 緑化実施に要した費用の1/2 上限90万円	そ ・2人以上の個人又は複数の法人等 ・生垣協定は長さ20m以上、その他の助成基準は生垣造成助成に準じる ・地域協定は敷地面積500㎡以上	-	-	-	-	-	
	アスベスト対策費助成			個人住宅または中小企業者・協働住宅管理組合代表	〇対策費の1/2 検査費:10万円 工事費:戸建て 50万円 共同住宅・事業所 200万円	そ 港区内に対象建築物を所有し、検査及び工事の着手前であること。 その他、助成要綱の要件に該当すること。	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492
	マンション劣化診断助成			マンション管理組合	〇劣化診断に要した費用の1/2または50万円のいずれか低い額	そ ・港区内の築30年以上の分譲マンションであること ・延べ面積の1/2以上が居住の用に供されていること ・総会の議決または区分所有者(人数)の1/2以上の賛成があること	-	-	-	-	可

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
新宿区	住宅建設資金融資あっせん		利子補給	○建設・購入 1,500万円 ○増改築(修築) 300万円 ○増改築(バリアフリー) 500万円 ○増改築(耐震補強) 1,000万円 ○増改築(ファミリー世帯向け) 1,500万円	年 20～完済時70歳未満(承継償還制度あり) 取 返済額年取の20%以下 そ 建設・購入はバリアフリーが条件	2.6% (耐震補強は 1.6%)	1.0%相当 (耐震補強は 2.0%) (月均等割額)	30年増改 築は10年	金融機関 に一任	不可(耐震 補強は可)	都市計画部住宅課 Tel. 03(5273)3567	
	リフォーム促進事業			年 20～完済時70歳未満(承継償還制度あり) 取 返済額年取の20%以下 そ 義務教育終了前の子を扶養・同居する世帯 (出産予定も可)	30年			可				
	都心共同住宅供給事業(共同化タイプ)	一般	助成金	○建築物除去費及び共同施設整備費の費用の一部 (上限あり)	そ ・2人以上の地権者による共同建替 ・従前権利者以外の入居が公募 ・センター・コアエリア内 ・敷地面積300㎡以上 ・幅員6m以上の道路に4m以上接道部 など	-	-	-	-	可	都市計画部地域整備課 Tel. 03(5273)3593	
	生垣助成	○接道部に生垣を設置する場合 上限30万円		-	-	-	-	-	-	-	-	
	植樹帯助成	○接道部に植樹帯を設置する場合 上限30万円		-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロック塀等撤去	○接道部に生垣・植樹帯を設置し、緑化箇所にある ブロック塀等を撤去する場合 上限20万円	-		-	-	-	-	-	-	-	環境土木部道とみどりの課 Tel. 03(5273)3924	
文京区	住宅修築資金融資あっせん	一般・高齢 心身障・環 境共生	利子補給	○修繕、増築、設備改善、マンションリフォーム 500万円 ○高齢者・心身障害者のための工事、ブロック塀の改 修、太陽熱温水器設置、太陽光発電システム、 防水板設置、水害り災 各500万円	年 20～70歳未満 取 返済能力 そ 住民税の滞納なし など	一般 2.0% 特別 1.5%	一般 1.0% 特別 1.5%	10年	金融機関 に一任	可	都市計画部住宅課 Tel. 03(5803)1238	
	がけ等整備資金あっせん	一般		○融資限度額 ①がけ・擁壁の調査・設計 100万円 ②がけ等の整備 1,000万円	年 20～65歳以下(申込時) 取 返済能力 そ ・区内に所在するがけ等の所有者又は土地を使 用する権限を有する者(土地の譲渡を業とする 者を除く) ・住民税の滞納なし	1.60%	0.90%	①調査・ 設計 3年 ②整備 10年		-	都市計画部建築課 Tel. 03(5803)1264	
	都市防災不燃化促進事業		助成金	○不燃化促進区域内に新築又は増築する耐火建築物 ※対象限度額は規模に応じる	-	-	-	-	-	可	都市計画部地域整備課 Tel. 03(5803)1374	
台東区	住宅修繕資金融資あっせん		利子補給	○改装 300万円 ※工事費の80%限度	年 最終償還時75歳未満 そ 区内居住1年以上 など	1.8%	0.5%	5・7年	保証のみ	可	都市づくり部住宅課 Tel. 03(5246)1367	
	マイホーム取得支援制度			○50万円/住宅	年 満45歳以下 そ 申込者は一親等の親族又は配偶者と同居している こと など	-	-	-	-	-	-	-
	不燃化促進助成制度			○240万円～1,106万6千円 (仮住居費・共同建築・三世代住宅には加算あり)	そ 対象区域は、土手通り、地方橋通り沿道30m	-	-	-	-	-	-	地区整備課 Tel. 03(5246)1365
	ブロック塀等の改善工事	一般	助成金	○改善工事費用の50%かつ上限15万円	そ ・道路に面し、高さ1.2mを越え、かつ安全性に 支障があるブロック塀などの所有者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者	-	-	-	-	-	建築課 Tel. 03(5246)1335	
	がけ・擁壁の改修助成			○改善工事費用の30%かつ上限100万円	そ ・区が調査した、高さ1.5mを超えかつ安全性に支障が ある崖・擁壁の所有者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者	-	-	-	-	可	-	
	窓ガラス等落下防止のための改善工事	賃貸住宅 の所有者	助成金	○改善工事費用の5%かつ上限50万円	そ ・道路に面し、3階以上の部分で落下の恐れが ある窓ガラス、外装材等を有する建物所有者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者	-	-	-	-	-	-	
	マンション計画修繕調査費助成制度 (賃貸)			○調査費の1/3、又は限度額のいずれか低い方 ①建物調査 50戸以下 30万円 51～100戸 44万円 101戸以上 67万円 ②給排水調査 100戸以下 19万円 101戸以上 29万円	そ ・過去10年間に本制度の同じ調査項目の助 成を受けていないこと ・住民税等の滞納なし など	-	-	-	-	-	都市づくり部住宅課 Tel. 03(5246)1367	
	住宅修繕資金融資あっせん (マンション共用部分)			一般	利子補給	○100万円 ※工事費の80%以内	年 最終償還時75歳未満 そ 区内居住1年以上 など	1.8%	0.5%	5年以内	保証のみ	可
					○調査費の1/3、又は限度額のいずれか低い方 ①建物調査	そ ・マンションが区内にあり、住宅として使用されて いること	-	-	-	-	-	-

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
	マンション計画修繕調査費助成制度(マンション共用部分)	マンション管理組合	助成金	50戸以下 30万円 51～100戸 44万円 101戸以上 67万円 ②給排水調査 100戸以下 19万円 101戸以上 29万円	・管理組合の規約が整備されていること など	-	-	-	-	-		
墨田区	住宅修築資金融資あっせん	一般・高齢 心障・災害 対策・騒音 対策	利子補給	○増改築・修繕・模様替え・改良 各500万円	年 20歳以上 収 所得1,200万円以下 そ 区内居住1年以上 など	2.6%	0.0%～2.6%	7～10年	金融機関 に 一任	可	都市計画部建築指導課 事務・住宅担当 Tel. 03(5608)6264	
	不燃化促進助成金交付事業			○210万円(基本額) ※仮住居費等に加算あり	そ ・建築主(個人、中小企業者) ・文花、明治通り、水戸街道、八広はなみずき 通りなどが指定した区域で不燃建築物を建 築した場合	-	-	-	-	-	都市計画部建築指導課 不燃化担当 Tel. 03(5608)6268	
	主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付事業			○150万円(基本額) ※仮住居費等に加算あり	そ ・建築主(個人、中小企業者) ・区が指定した主要生活道路の沿道地域で道路 後退に伴い不燃建築物を建築した場合	-	-	-	-	-		
	屋上等緑化整備補助金交付制度	一般	助成金	○建築物の屋上、ベランダ又はこれに類するもの全 部又は一部に新たに緑地を設置し、樹木や草花等 を植栽する場合 ○工事費の1/2、又は1万円/1㎡のいずれか低い方 (上限40万円)	-	-	-	-	-	-	-	環境保全課緑化推進担当 Tel. 03(5608)6208
	緑のへい等設置補助金交付制度			○新たに道路に面して緑の塀(生垣や植樹帯)を設置 する場合 ○工事費、又は1㎡あたりの設定限度単価による事業 費のいずれか低い方(上限40万円)	-	-	-	-	-	-	-	
	雨水利用促進助成制度			○タンクの種類毎に設定された1㎡あたりの設定限度単 価等による(上限4万円～100万円)	そ 住民税等の滞納なし	-	-	-	-	-	-	環境保全課環境啓発担当 Tel. 03(5608)6209
	分譲マンションリフォーム償還助成(マンション改良)	マンション管 理組合	利子補給	○機構融資利率の1%相当額	-	機構融資 利率-1%	1.0%	7年以内	-	可	都市計画部建築指導課 耐震化担当 Tel. 03(5608)6269	
	分譲マンション計画修繕調査支援制度(マンション改良)	マンション管 理組合	助成金	○調査費の1/3(上限50万円)	-	-	-	-	-	-	-	
江東区	住宅修築資金融資あっせん	一般・高齢 心障	預託・利子 補給	○増改築 20～500万円 ※工事費の80%以内	年 20歳以上 収 収入1,200万円以下 そ 対象住宅居住1年以上 など	一般3.45%・ 3.90% 特別1.5%	一般0.0% 特別1.95%・ 2.40%	3～10年	保証のみ	可	都市整備部住宅課 Tel. 03(3647)9473	
	マンション共用部分リフォーム支援(マンション改良)	マンション管理 組合等(区 分所有者)	利子補給	○公庫融資利率の1%相当額	-	公庫融資利率 -1%	1.0%	5年以内	-	可		
	マンション計画修繕調査支援(マンション改良)	マンション管理 組合等		○調査費の1/3、又は限度額のいずれか低い方 ① 60戸以下 21.9万円 ② 90戸以下 28.2万円 ③ 120戸以下 28.7万円 ④ 200戸以下 38.8万円 ⑤ 300戸以下 52万円 ⑥ 400戸以下 62.4万円 ⑦ 500戸以下 70.9万円 ⑧ 501戸以上 79.3万円	-	-	調査費支払後 助成	-	-	-	-	
	屋上等緑化助成		助成金	○土厚30cm未満 1.5万円/㎡を上限として工事費の 1/2 ○土厚30cm以上 3万円/㎡を上限として工事費の 1/2 ○壁面緑化 5千円/㎡を上限として工事費の1/2 (上限30万円)	そ ・江東区・東京都の緑化指導(江東区みどりの 条例、東京都自然の保護と回復に関する条 例)の対象とならないこと ・建築基準法その他法令等に適合した建築物 であること ・構造計算書など耐荷重の証明ができること ・分譲もしくは売買を目的とした物件でない こと	-	-	-	-	-	土木部水辺と緑の課 Tel. 03(3647)2079	
	生垣緑化助成	一般		○生垣等の緑化 1.6万円/㎡ ○既存塀の撤去 8千円/㎡ ○フェンスの設置 8千円/㎡ (延長上限100m)	そ ・緑化する箇所が道路(私道を含む)に面して いること ・緑化する箇所の道路幅が4m以上であること ・江東区・東京都の緑化指導(江東区みどりの 条例、東京都自然の保護と回復に関する 条例)の対象とならないこと ・美しい通りの景観維持に意欲的であること ・変更・撤去をしないことが確実であること ・分譲もしくは売買を目的とした物件でない こと	-	-	-	-	-	-	

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
品川区	住宅修築資金融資あっせん	個人	利子補給	○一般増改築工事・災害復旧工事・耐震補強工事 石綿除去工事 各1,000万円	年 20歳以上 取 所得1,200万円以下 そ 所得返済額の3倍以上	一般 1.8% 災害 1.0% 耐震 1.0% 石綿 1.0%	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以内	金融機関 に一任	-	まちづくり事業部住宅課 Tel. 03(5742)6776	
	二世世代住宅取得助成		助成金	○建設・購入 90万円	取 所得1,200万円以下 そ ・二世世代世帯(夫婦とその親)で住むハリアフリー住 宅を建設又は購入すること ・他の制度との併用不可 ・区内に所在すること など	-	-	-	-	可		
	環境共生住宅助成事業		助成金	○省エネルギー型設備設置工事、断熱構造化工事、 シックハウス対策工事 ○工事費用10万円以上、工事費の10%(上限30万円)	取 所得1,200万円以下 そ ・区内居住、区内業者利用、 ・区民税の滞納なし ・対象住宅に居住していること など	-	-	-	-	-	-	
	住宅修築資金融資あっせん (マンション改良)	個人・中小 業者・公益 法人	利子補給	○上限1,000万円	年 20歳以上 取 所得1,200万円以下 そ 所得返済額の3倍以上	1.8%	1.1%	10年以内	金融機関 に一任	可		
	都市防災不燃化促進事業		助成金	○一般建築助成(11,066千円)加算有り	そ 品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火 建築物を建築する建築主	-	-	-	-	-	-	まちづくり事業部都市開発課 Tel. 03(5742)6779
	都心共同住宅供給事業		助成金	○共同建替への事業に要する費用の2/3以内	そ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置法の認定を受けた者	-	-	-	-	-	-	
	品川区市街地住宅整備地区建替 助成		助成金	○事業に要する費用の2/3以内	そ 密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替え 建替えをする建築主	-	-	-	-	-	-	
	生垣助成		助成金	○定められた単価で算出した額	そ 住宅・事務所等の土地所有者又は管理者	-	-	-	-	-	-	まちづくり事業部道路公園課 Tel. 03(5742)6799
	屋上緑化等助成		助成金	○工事費の1/2又は定められた単価で算出した額の いずれか低い方(上限30万円)	そ 屋上、壁面等を緑化する建築物の所有者	-	-	-	-	-	-	
	雨水浸透施設設置助成		助成金	○定められた単価で算出した額(上限40万円)	そ 浸透施設が設置されている土地の所有者	-	-	-	-	-	-	まちづくり事業部下水道河川課 Tel. 03(5743)6794
雨水利用ツツ設置助成	個人・法人	助成金	○雨水利用ツツ購入価格の1/2(上限4万円)	そ 雨水利用ツツを設置したもの	-	-	-	-	-			
防水板設置等工事助成	個人・法人	助成金	○個人 工事費の3/4 ○法人 工事費の1/2 (限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人 は100万円、それ以外は50万円)	そ 防水板を設置した住宅・店舗・事務所の所有 者又は使用者	-	-	-	-	-			
目黒区	住宅修築資金融資あっせん (個人融資)	個人	預託・あっ せん	○700万円	取 返済能力があること そ 住民税完納	2.2%	-	~10年 (融資額 により異 なる)	保証	可	都市整備部住宅課 Tel. 03(5722)9878	
	住宅修築資金融資あっせん (団体融資)				そ ・修繕積立金を手持ち金に当てること ・管理組合の役員が連帯保証人なること							
	目黒区みどりのまちなみ助成 (接道部緑化助成)	一般	助成金	○新植助成 1万円~3万円/m ○移植助成 0.5万円~1.5万円/本 ○緑石設置助成 0.5万円/m ○塀撤去助成 0.9万円/m ○上限40万円 (助成金総額に千円未満の端数が生じた場合には 切り捨てる)	そ ・敷地面積500㎡未満 ・最低施行延長1.0m以上 ・移植助成、塀撤去助成は工事施工前に職員による 現地確認が必要	-	-	-	-	-	都市整備部みどりと公園課 Tel. 03(5722)9359	
	目黒区みどりのまちなみ助成 (屋上緑化助成)			○新植助成 2万円~3万円/m ○移植助成 0.1万円~1.0万円/本 ○緑石設置助成 0.1万円/m ○自動灌水装置助成 0.2万円/m ○上限40万円 (助成金総額に千円未満の端数が生じた場合には 切り捨てる)	そ ・敷地面積1000㎡未満 ・最低施行延長1.0m以上 ・移植助成、塀撤去助成は工事施工前に職員による 現地確認が必要	-	-	-	-	-		
	目黒区みどりのまちなみ助成 (壁面緑化助成)			○新植助成 0.2万円~2万円/m ○緑石設置助成 0.1万円/m ○補助器具設置助成 0.25万円/m ○自動灌水装置助成 0.2万円/m ○上限40万円 (助成金総額に千円未満の端数が生じた場合には 切り捨てる)	そ ・敷地面積1000㎡未満 ・最低施行延長1.0m以上	-	-	-	-	-	-	
	建築防災資金利子補給			利子補給	○100万円以上1,000万円以内の融資に対して生じる 利子の内、1.1%を自己負担として差額を助成 (ただし、上限2.35% 5年間)	そ がけ、擁壁、道路に面したブロック塀の補修改善を対象とす 対象とする	1.10%	金利1.1%	5年間	-	-	-
	アスベスト分析調査費助成	個人住宅・ 集合住宅	助成金	○分析調査費の1/2 ○個人住宅 10万円 集合住宅20万円	そ 区内に住所を有する個人 区内にある分譲集合住宅の管理組合	-	-	-	-	-	環境清掃部環境保全課 Tel. 03(5722)9384	
住宅修築資金融資あっせん			○修繕 450万円 ○増改築 500万円	年 20~70歳未満(完済時) (親子リレー方式あり) 取 所得1,000万円以下 そ ・年間返済額の4倍以上の収入						まちづくり推進部住宅課 Tel. 03(5744)1343		

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、取…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
大田区	住宅修築資金融資あっせん(マンション改良)	個人	あっせん	○修繕 450万円以内 ※共用部分修繕・改良工事費用のうち個人負担分が対象	・住民税の滞納なし ・75歳未満を含む改修工事、耐震診断助成を受けた耐震改修工事については利子補給有り 年 20~70歳未満(完済時) (親子リレー方式あり) 取 所得1,000万円以下 そ 年間返済額の4倍以上の収入 ・住民税の滞納なし	1.9%	-	200万円以内5年以内200万円超7年以内	保証のみ	可	
				○耐火建築物の対象面積による(限度額) ①一般建築助成(1,000㎡以上)11,066千円 ②共同建築助成(1,000㎡以上)13,893千円 ③大都市型一般建築助成(1,000㎡以上)12,295千円	そ 環状8号線大田地	-	-	-	-	-	まちづくり推進部都市開発課 Tel. 03(5744)1338
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小業者・公益法人	助成金	○定められた標準工事費による(上限40万円/件)	そ 対象区域内(急傾斜地、地下水位の高い区域などは除く)で、敷地面積が1,000㎡未満の家屋	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築調整課 Tel. 03(5744)1308
	雨水浸透施設設置助成	敷地の所有者等		○1㎡当たりの設定限度単価による事業(上限50m)	そ 道路(私道も含む)に接している生垣で生垣を造成する土地の所有者又は管理者	-	-	-	-	不可	まちづくり推進部環境保全課 Tel. 03(5744)1365
大田区生垣造成助成											
世田谷区	都市防災不燃化促進助成金	個人・中小業者・公益法人	助成金	○耐火建築物の対象面積による(限度額) ①一般建築助成(1,000㎡以上)11,066千円 ②共同建築助成(1,000㎡以上)13,893千円 ③大都市型一般建築助成(1,000㎡以上)12,295千円	そ 対象建築物・不燃化促進区域内に建築され、地区整備指針に適合する順耐火建築物で世田谷区福祉のいえ、まち条例に規定する建物	-	-	-	-	-	都市整備部地域整備課 Tel. 03(5432)2558
	雨水浸透施設設置助成			○浸透ます ①直径30cm 深さ50cm:3.4万円/基以内 ②直径36cm 深さ50cm:3.8万円/基以内 ③直径35cm 深さ60cm:5万円/基以内 上記規格以外は、直近下位の規格単価を準用 ○浸透管 1.8万円/基以内 ※一般地区助成 10mm/時間の雨水が浸透する施設分を助成 ※重点地区助成 20mm/時間の雨水が浸透する施設分を助成 ※助成対象施設の浸透能力に応じた額又は、実費相当額のいずれか小さい額を助成	そ ・区内に浸透施設を設置する土地所有者等 ・新たに規定の浸透施設を設置すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない ・急傾斜地・隣地境界に段差がないこと など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	みとりとみず政策担当部 みどり政策課 Tel. 03(5432)2282
	生垣助成			○生垣造成 生垣樹種、高さに応じて限度額あり ①低木 6千円/㎡ ②中木 1.2万円/㎡ ③多年性つる植物等 1.2万円/㎡ ○生垣助成に伴う既存ブロック塀等の撤去 上限 5千円/㎡ ※併せて上限 25万円 ※造成費用がそれぞれの限度額以下の場合は、実費額とする	そ ・区内に生垣を造成する土地所有者等 ・新たに接道部に規定の生垣を造成すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	
	屋上・壁面緑化助成			○屋上緑化造成 植栽基盤部分 上限 2万円/㎡ ○壁面緑化造成 植物の端から端までの面積又は補助材の面積当たり 上限 1万円/㎡ ※併せて上限50万円(助成対象経費の1/2を限度とする)	そ ・区内に屋上・壁面緑化を整備する建物の所有者等 ・新たに建築物の屋上の全部又は一部や建築物の外壁面に、規定の植栽基盤を1㎡以上整備して、樹木や多年草等を植栽すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	花壇造成助成			○花壇造成 植樹緑石 2千6百円/m 植込地 6千円/m ○花壇造成に伴う既存ブロック塀等の撤去 上限5千円/m ※併せて上限 25万円 ※造成費用がそれぞれの限度額以下の場合、	そ・区内に花壇を造成する土地所有者等 ・新たに接道部に規定の花壇を造成すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、 建築業者等は対象としないなど (他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	
	雨水タンク設置助成			○雨水タンク 屋根にふた雨水を使用するもので、製品として 販売されえおり、一般に購入課金なもの 500リットル以下1建物につき1基まで 本体購入費及設置に係る経費の1/2 ※上限 設置経費5千円 合計額 3万5千円	そ・区内で建物に雨水タンクを設置するもの ・売買、賃貸等を目的とする建物に設置する 不動産業者、建築業者等は対象としない (他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	
渋谷区	住宅修築資金融資あっせん	一般・災害 対策	利子補給	○500万円 ※マンションの共用部分に対しても利用可 (上限100万円)	年 償還完了時満75歳未満 収 返済能力があること そ・区内居住1年以上 ・住民税滞納なし など	1.4% 水害 0.3%	2.1% 水害 3.2%	200万円ま で5年以内 200万円 超10年以 内	保証のみ	可	都市整備部地域整備課 Tel 03(3463)1211 内線2709
	建築物の屋上緑化助成	一般	助成金	○屋上緑化 上限40万円 ○ベランダ緑化 上限10万円 ○壁面緑化 上限10万円	そ・渋谷区内で300㎡以上の敷地面積における 建築物 ・売買を目的とする建築物を建築する法人及 び個人を除く ・平成20年3月末までに着工し完成するもの	-	-	-	-	-	都市整備部環境保全課 Tel 03(3463)1211 内線3524
	生垣造成助成			○生垣及び植樹帯 上限50万円 ○ブロック塀撤去 上限30万円	そ 渋谷区内に生垣及び植樹帯を造成する土地の 所有者または管理者	-	-	-	-	-	-
中野区	住宅資金等融資あっせん	一般・高齢 障害・災害 対策	利子補給	○増改築 1,500万円 修繕 500万円 ○水災害 500万円 擁壁 700万円 ※工事価格の80%限度	年 20～完済時75歳未満 (親子リー方式あり) 収 所得1,200万円以下 そ 区内居住1年以上 など	1.0%～ 3.86%	2.86%～ 0.35%	2～20年	金融機関 に一任	可	都市整備部住宅分野 Tel 03(3228)5581
	水害予防住宅高床工事助成		補助金	○上限200万円	そ・指定地域内での住宅建築主 ・住民税滞納なし ・工事着工前申込み	-	-	-	-	-	都市整備部住宅分野 Tel 03(3228)5579
	木造住宅密集地域整備促進事業			○建築設計費 ○除却費 ○共同施設整備費	そ・整備地区内において、複数の土地所有者等が その敷地を合併して行う共同建替えである ・2年以上継続して建替えを促進すべき建築物又は その敷地を所有する者など	-	-	-	-	-	都市整備部 南部地域まちづくり分野 Tel 03(3228)8978 中部地域まちづくり分野 Tel 03(3228)8774 北部地域まちづくり分野 Tel 03(3228)8727
	建築物不燃化促進事業			○一般建築助成(4,256千円～)	そ 不燃化促進区域内で耐火建築物を建築しようと する建築主	-	-	-	-	-	
	優良建築物等整備事業	一般	助成金	○調査設計計画費 ○土地整備費 ○共同施設整備費など	そ・センターエリア及び特定促進地区以外で要件を満 たす区域 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積500㎡以上(地区面積1,000㎡以上) ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	
	都心共同住宅供給事業			○調査設計計画費 ○土地整備費 ○共同施設整備費など	そ・センターエリア及び特定促進地区 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積300㎡以上(地区面積500㎡以上) ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	
	住宅等共同建築物助成			○調査・設計計画費、建築設計費、共同施設整備費など (上限4,000万円)	そ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積(合併)200㎡以上 ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	
	生垣・植樹帯の設置助成			○上限30万円	そ 中野区内在住又は在住予定者	-	-	-	-	-	-
	住宅修築資金融資あっせん	一般・災害 対策・高齢 心障	利子補給	○修繕・増築 ①一般 300万円 ②特別 500万円 (障害者同居、高齢化対応工事、耐震改修など)	年 20～70歳未満(完済時) 収 所得100万円以上1,200万円未満 そ 区内居住1年以上 など	1.39% 特別 0.93%	0.46% 特別 0.92%	7年300万 円超10年 以内	担保(300 万円超の 場合)及 び保証	可	都市整備部住宅課 Tel 03(3312)2111 内線3532
				○修繕 融資限度額1,000万円(規模により異なる)	そ 各住所25㎡以上165㎡以下 (耐震改修工事の場合は25㎡未満も可) ※産業融資資金の対象者は除く	1.39%	0.46%				
				○上限300万円	そ・一般に同じ ・個人負担のみ融資対象						
				○上限500万円	そ・障害者等同居世帯、耐震改修の場合 ・個人負担のみ融資対象	0.93%	0.92%				

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
杉並区	がけ、擁壁改善資金の融資あっせん	一般		○道路に接しているがけ、擁壁の改善工事 (上限500万円)	年 20～70歳未満 収 収入基準あり など	-	1.67%	300万円までは5年 300万円超は10年	担保(融資額100万円超)及び保証	可	都市整備部土木管理課 Tel. 03(3312)2111 内線3403
	接道部緑化助成	一般	助成金	○生垣の造成 9千円/m(改修の場合は半額) ○フェンス緑化 2千円/m(改修の場合は半額) ○植え込みの造成 5千円/m(改修の場合は半額) ○既存塀の取壊し 5千円/m ※上記金額未満の場合は実費 ※1物件当たりの上限50万円	そ ・事前の申請が必要 ・生垣等の長さが2m以上が対象 ・施行部分が建築基準法の道路に面する部分で 幅調整済みであること ・道路境界から2m以内の部分	-	-	-	-	-	都市整備部みどり公園課 Tel. 03(3312)2111 内線3595
	屋上・壁面緑化助成			○屋上緑化 2万円/m <sup>2</sup> 又は助成対象工事実費の1/2のいずれか小さい額 ○壁面緑化 5千円/m <sup>2</sup> 又は助成対象工事実費の1/2のいずれか小さい額 ○屋上緑化及び壁面緑化あわせて上限100万円 ○上限40万円	そ ・事前の申請が必要 ・緑化部分が3m以上が対象 ・緑化しても建物の安全が確認できるもの ・原則として昭和56年以降の新耐震基準の建物	-	-	-	-	-	-
	雨水浸透施設設置助成	個人		○上限40万円	そ 敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 未満で個人所有の住宅	-	-	-	-	-	-
豊島区	接道部緑化助成	一般	助成金	○工事費の1/2、又は助成単位数×緑化整備数量のいずれか低い方(上限40万円)	そ ・新たに接道緑化を行う者(全面的な改修を含む) ・接道緑化の延長が1m以上 ・接道緑化の前面に、接道緑化を容易に視認できない塀等が設置されないこと ・狭あい道路のセットバックが必要でないこと ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 ・この助成制度以外の接道緑化関連助成を受ける者は除外 ・建築物の販売による利益を目的とした事業者は除外 ・助成を植えた日から5年未満で改修する者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外	-	-	-	-	-	土木部公園緑地課 Tel. 03(3981)4940
	屋上緑化助成			○工事費の1/2、又は助成単位数×緑化区画面積のいずれか低い方(上限40万円)	そ ・新たに屋上緑化を行う者(全面的な改修を含む) ・緑化区画面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・屋上緑化を行う建築物が、建築基準法その他の法令等に適合すること ・建築物の販売による利益を目的とした事業者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 ・この助成以外の屋上緑化関連助成を受ける者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外	-	-	-	-	-	-
北区	住まい改修支援制度	預託・利子補給		○機能更新住まい作りに関する工事 500万円	年 70歳以下(完済時)	1.3%	2.0%	10年以内	金融機関に一任	可	まちづくり部住宅課 Tel. 03(3908)9201
	住まいの改修支援制度(マンション改良)			○多様な住まいづくりに関する工事 100万円	収 返済能力があること						
	三世代住宅建設助成			○環境共生住まいづくりに関する工事 100万円 ※合わせての融資も可(上限600万円)	そ 融資対象住宅の所有者 など						
	環境共生住まいづくり助成	一般	助成金	○50万円/戸	そ 三世代住宅を区内に建設、三世代住宅の構成員、住宅の建築主 など	-	-	-	-	-	まちづくり部まちづくり推進課 Tel. 03(3908)9154
	都市防災不燃化促進事業			○太陽光発電システム、太陽熱温水器 5%(上限15万円)	-	-	-	-	-	-	-
	生垣造成助成			○240万円～(その他条件により加算あり)	そ 不燃化促進区域内にある、階数2以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建築する建築主 ・補助88号線地区	-	-	-	-	-	-
	都市建築物緑化促進助成			○生垣助成 8千円/m(モデル地区は12,000円/m) ○ブロック塀撤去 5千円/m ※各上限40m	-	-	-	-	-	-	-
	マンション建替修繕計画支援事業	マンション管理組合		○屋上緑化、ベランダ緑化 2万円/1m <sup>2</sup> 屋上緑化(上限100万円) ベランダ緑化(上限20万円) ○壁面緑化 5千円/1m <sup>2</sup> (上限20万円)	-	-	-	-	-	-	まちづくり部住宅課 Tel. 03(3908)9201
	親元近居助成			○分譲マンションアドバイザー 1.3万円～2万円 ○劣化診断 20%(上限20万円) ○アセスメント調査診断 50%(上限10万円) ○20万円(登記に要する費用)	そ 組合の議決	-	-	-	-	-	-
	擁壁等安全対策支援事業	一般		○20万円(登記に要する費用)	そ ・戸建て新築、マンション・中古住宅の購入 ・義務教育終了前の児童2人 ・親が区内に10年以上居住	-	-	-	-	-	-
建築防災資金の融資あっせん	○工事費の2割(上限200万円) ○20～200万円			そ 所有者、占有者	-	-	-	-	-	-	まちづくり部建築課 Tel. 03(3908)9176
		利子補給				変動	変動	10	担保(120万円超の場合)	-	

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。



平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
荒川区	住宅建設・購入資金融資あっせん	一般	利子補給	○建設・購入・中古 2,000万円	年 20～705歳以下(完済時80歳以下) 収 所得1,200万円以下 そ ・区内居住1年以上 ・住民税等の滞納なし		0.90%	利子補給 期間10年 以内			都市整備部住環境整備課 Tel. 03(3802)3111 内線2824	
	住宅増・修築資金融資あっせん	一般・高齢 心障・個人		○増築・修築 20～500万円	年 20～80歳以下(完済時) 収 所得1,200万円以下 そ ・対象となる住宅に引続1年以上居住 ・住民税等の滞納なし							
	住宅増・修築資金融資あっせん (マンション改良)		○増築・修築 20～500万円	年 20～80歳以下(完済時) 収 所得1,200万円以下 そ ・対象となる住宅に引続1年以上居住 ・申込人が居住する共同住宅(賃貸を除く)の 共用部分 ・住民税等の滞納なし	2.1%高齢心障 1.8%	0.9%高齢心障 1.2%	7年以内					
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小 企業者・公 益法人等	助成金	○200万円～ ※延べ床面積・条件により加算あり	そ ・放射12号線(補助107号線を含む)地区 ・補助90号線第二地区 ・補助90号線地区 (平成19年度事業期間終了予定) ・住民税等の滞納なし	-	-	-	-	-	土木部公園緑地課 Tel. 03(3802)3111 内線2761	
	生垣造成助成			○生垣助成 工事に要した費用の1/2 (上限1.4万円/m) ○生垣造成に伴うブロック撤去 工事に要した 費用の1/2 (上限6千円/m)	-	-	-	-	-			
	エコ助成(家庭用燃料電池装置設置)	個人	個人又は 区内に事 業所を有 する事業 者	助成金	○定格出力が1kw級の定置用燃料電池装置 ○設置に伴う配管や配線に要した費用の1/2 (上限10万円)	そ 住民税等の滞納なし	-	-	-	-	-	環境清掃部環境課 Tel. 03(3802)3111 内線482
	エコ助成(太陽光発電システム機器設置)	○住宅の屋根等に設置し、電力会社と電力受 給契約等を締結できるもの ○助成単価は太陽電池モジュールの1kw当たり2万円 (上限20万円)			-	-	-	-	-			
	エコ助成(遮熱性塗装施工)	○太陽光を反射し、塗装面の蓄熱を抑制する 塗装であるもの ○助成単価は塗装1㎡当たり2千円 (上限20万円)			-	-	-	-	-			
	エコ助成(屋上緑化施行)	○建築物の屋根部分に草花、樹木等を植栽するもの (最小施工面積2㎡) ○助成単価は1㎡当たり2万円と施工費用の1/2のうち 小さい額(上限30万円)			-	-	-	-	-			
	エコ助成(壁面緑化施工)	○建築物の外壁部分に補助器具等を設置し、壁前植栽 するもの(最小施工面積2㎡) ○助成単価は1㎡当たり2万円と施工費用の1/2のうち 小さい額(上限30万円)			-	-	-	-	-			
板橋区	都市防災不燃化促進事業	個人・中小 企業者・公 益法人等	助成金	○113.5万円～(対象面積に依る)	そ ・事業要件に適合する、建築物を建築する個人 など ・中山道地区、補助26号線 板橋地区 ・事業の整備基準・要件に適合する耐火建築物 ※分譲及び建売物件を除く	-	-	-	-	-	都市整備部市街地整備課 Tel. 03(3579)2554	
	民間施設緑化助成(接道緑化助成)	助成金	助成金	○一般地域は工事費の8割以下(上限:高木32000円/本、 中木6400円/本、低木800円/本、ブロック塀等取り壊し 3200円/㎡) ○緑化推進地域は工事費の10割以下(上限:高木 40000円/本、中木8000円/本、低木1000円/本、 ブロック塀等取り壊し4000円/㎡) ○総額50万円以下(ブロック塀等取り壊しは除く)	そ ・土地の所有者 ・適正な幅員の取れた道路より3m以内の範囲で 道路より容易に見通すことができること ・緑被面積10㎡以上の樹木を植栽すること	-	-	-	不要	-	土木部みどり公園課 Tel. 03(3579)2533	
	民間施設緑化助成(屋上緑化助成)			○工事費の5割以下とし総額40万円以下 (上限1万円/㎡)	そ ・法令に適合する民間建築物の所有者 ・屋上に4㎡以上の緑化区画を整備	-	-	-	-			
	住宅用太陽光発電システム設置費補助	一般	補助金	○出力1kw当たり2.5万円(上限10万円)	そ 区内の自己居住用住宅、若しくは自らの居住の ように供する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅 の場合にあっては所有者から設置に関する同意 を得ていること)	-	-	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2596	
	住宅用太陽熱温水器設置費補助	○設置に要する経費の5/100(上限4.5万円)		そ 区内の自己居住用住宅、若しくは自らの居住の ように供する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅 の場合にあっては所有者から設置に関する同意	-	-	-	-	-			
	住宅用ガス発電給湯器設置補助	○設置に要する経費の5/100(上限4万円)		そ 区内の自己居住用住宅、若しくは自らの居住の ように供する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅 の場合にあっては所有者から設置に関する同意	-	-	-	-	-			
住宅用CO2冷媒ヒートポンプ給湯器設置	○設置に要する経費の5/100(上限3万円)	そ 区内の自己居住用住宅、若しくは自らの居住の ように供する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅 の場合にあっては所有者から設置に関する同意		-	-	-	-	-				

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
	費補助				を得ていること)							
	住宅用潜熱回収型給湯器設置費補助				○設置に要する経費の5/100(上限2万円)		-	-	-	-	-	
	雨水浸透ます設置費補助			全額区負担	○住宅等に全額区負担で設置	そ 設置対象区域内で設置に同意した方	-	-	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2593
	雨水貯留タンク購入費補助			補助金	○住宅等にタンクを設置 ○購入費の1/2(上限22500円)	そ 設置対象区域内で設置に同意した方	-	-	-	-	-	
	板橋区アスベスト分析調査費補助	建物所有者等	補助金	○分析調査費の1/2 (千円未満切捨、上限10万円)	そ ・区内所在建築物 ・年度内1回 ・専門検査機関による分析調査	-	-	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2594	
練馬区	住宅修築資金融資あっせん	一般・災害対策・高齢心障	利子補給	○増改築・災害 500万円 ※危険なブロック塀の改修(収入制限なし)	年 20~70歳未満(完済時) 収 所得1,200万円以下	0.0%~2.2%	0.0%~2.2%	7年	金融機関 に一任	可	都市整備部住宅課 Tel. 03(3993)1111 内線8881	
	住宅修築資金融資あっせん (マンション改良)	個人		○10万円~500万円	そ ・区内居住1年以上 ・住民税滞納なし など	所得8,352千円 以内1.5%1,200 万円以内2.2%	所得8,352千円 以内0.8%1,200 万円以内0.0%	7年以内	-	-		
足立区	住宅改良助成事業	一般	助成金	○自己所有住宅(分譲マンション専有部分含む) 対象工事金額の10%(上限30万円) ○増築、改修工事で下記の内容を含むもの 段差解消、子供部屋増設、多世代家族入居のた めの間取変更、アスベスト対策工事 ○対象工事金額の10%(上限30万円)	そ ・区内居住1年以上 ・特別区民税滞納なし	-	-	-	-	-	都市整備部住宅課 Tel. 03(3880)5938	
		マンション管 理組会			そ 対象工事は段差解消などw中心とした改修に限る							
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	一般		○2万円/1KW(上限20万円)	そ ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結 していること 但し電力受給開始日から6ヶ月を経過していないこと	-	-	-	-	可	環境部環境推進課 Tel. 03(3880)5935	
	住宅設備改善費の給付	身障	補助金	○在宅生活を支援するための住宅設備改善	年 区内在住の年齢児以上65歳未満 そ 下肢又は体幹に係る障害が3級以上の者及び補 装具として車椅子の交付を受けている者 など	-	-	-	-	-	福祉事務所 Tel. 03(3880)5111(代表)	
	都市防災不燃化促進事業	個人、中小 企業者、公 益法人等	補助金	○220万円~ ※建築面積・条件により加算あり	そ ・不燃化促進区域内に耐火又は一定の基準を満 たす準耐火建築物を建築する個人など (販売用は不可) ・補助136号線開原~梅田、同扇~本木 ・補助138号線西新井駅西口1工区 ・補助138号線西新井駅西口3工区	-	-	-	-	-	都市整備部密集地域整備課 Tel. 03(3880)5187	
	接道部緑化工事助成	一般	助成金	○生垣設置 1.2万円/m ○植込地の設置 1.2万円/m <sup>2</sup> ○フェンス等緑化の設置 2千円/m ○塀の撤去 5千円/m <sup>2</sup> ※合計で上限30万円	そ 区内で幅員4m以上の道路に接する場所に緑化工 事を行う方	-	-	-	-	-	都市整備部まちづくり課 Tel. 03(3880)5188	
美化推進地域及び周辺地域(千住地 域)建築物緑化工事助成制度	千住地域 内の屋上 緑化・壁面 緑化工事 (平成20 年まで)	助成金	○屋上緑化(草本) 工事費の1/2または1万5千円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○屋上緑化(樹木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化 工事費の1/2または5千円/m <sup>2</sup> の小さい方 助成金限度額50万円	そ 千住地域で屋上緑化・壁面緑化を行う方	-	-	-	-	-			

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成19年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成19年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
葛飾区	都心共同建築物助成	一般	助成金	○調査設計計画 ○建築物除却費 ○共同施設整備費 など	そ ・センターコアエリア及び特定促進地区 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積300㎡以上(地区面積500㎡以上) ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	住環境整備課 Tel 03(5654)8352
	建築物共同化促進助成			○調査設計計画費 ○公開性空地整備費 ○共用通行部分加算額 など (上限300万円)	そ ・敷地等の面積の5%以上を公開性空地に整備 ・建物の1/3以上は住宅に供する ・共同建築物を建築する所有者等が居住	-	-	-	-	-	-
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業者・公益法人	助成金	○建築費の一部として、(原則)3階までの延床面積に応じて区が定めた額 (上限1,106.6万円) ※共同・住宅供給型等の加算あり	そ 不燃化促進区域に一定基準を満たす耐火建築物を建築	-	-	-	-	-	建築課計画設備係 Tel 03(5654)8355
	雨水貯水槽設置費補助		助成金	○100～500リットルの指定製品 本体+設置費の1/2(上限2.5万円) ○500超～1,000リットル 本体+設置費の1/2(上限5千円/100リットル)	そ ・区内住宅など建物に設置 ・設置者本人が引き続き利用 ・一つの建物につき一台	-	-	-	-	-	環境部環境課 Tel 03(5654)8237
	地球環境保全融資あっせん		利子補給・信用保証料補助	○屋上緑化・壁面緑化・ソーラエネルギーシステム・風力発電設備・雨水貯留設備 各500万円 (上限10万円) ※信用保証料区負担	年 20歳以上 収 所得2,000万円以下 そ 区民税の滞納なし ・区内1年以上居住	0.60%	1.4%	5年	原則無担保・保証方法は金融機関に一任	-	
	太陽光発電システム設置助成	一般	助成金	○3万円/1KW (上限12万円)	そ ・区内の自己居住住宅に設置 ・1KW以上の新品の設備を設置前に申込み	-	-	-	-	-	
	生垣助成補助		助成金	○生垣助成 1.3万円/㎡ ○生垣造成に伴うブロック塀等撤去 8千円/㎡ (上限100万円)	そ ・幅4m以上の道路に接している ・生垣の延長が2m以上 など	-	-	-	-	-	環境部環境課 Tel 03(5654)8239
屋上緑化・壁面緑化助成		助成金	○屋上緑化(屋根のないラランダ含む) 1万円/㎡ ○壁面緑化 5千円/㎡ ※上記金額、又は対象工事費の1/2のいずれか低い金額 (屋上緑化、壁面緑化合せて上限30万円)	そ ・敷地面積が1,000㎡未満で ・緑化する面積が2㎡以上 など	-	-	-	-	-		
江戸川区	街づくり宅地資金貸付	一般	直接貸付	○宅地購入 1,500万円	収 返済額年収の30%以下	-	-	20年	抵当権及び保証	可	都市開発部住宅課 Tel 03(5662)0517
	住宅リフォーム資金融資あっせん			利子補給	○増改築 500万円 ※工事費の80%限度	収 年収返済額の3倍以上 そ 区内居住 ・区民税の滞納なし など	2.0%	0.6%	10年		その他
	三世代同居住宅資金貸付	高齢者	直接貸付	○新築・購入・増改築 各650万円	収 返済能力があること そ 区内居住3ヶ月以上 ・区民税の滞納なし など	-	-	14年	保証のみ	福祉部すこやか熟年課 Tel 03(5662)0043	
	住まいの改造助成(熟年者)	熟年者	直接助成	○助成上限無し	年 60歳以上 そ 真に介護を必要としている熟年者	-	-	-	-	-	福祉部すこやか熟年課 Tel 03(5662)0043
	住まいの改造助成(障害者)	障害者		○助成上限無し	年 60歳未満 そ 真に介護を必要としている障害者	-	-	-	-	-	福祉部障害者福祉課 Tel 03(5662)0062
	街づくり移転資金貸付	一般	直接貸付	○移転補償金に相当する額の1/2以内 (上限3,000万円)	そ 区内で行われる都計道・区画整理に伴い移転等が必要となった補償契約の対象者	-	-	10・15・20年	抵当権及び保証	土木部庶務課 Tel 03(5662)8376	
	心身障害者住宅整備資金貸付	心障者	直接貸付	○新築・購入・増改築(上限550万円)	収 返済能力があること そ 区内居住3ヶ月以上 ・区民税の滞納なし など	2.0%	-	14年	-	可	福祉部障害者福祉課 Tel 03(5662)0062

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。